

内閣参質二一三第二九号

令和六年二月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出素手でのトイレ清掃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提出素手でのトイレ清掃に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「素手でのトイレ清掃」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、学校におけるトイレの清掃の在り方については、御指摘の「衛生面や感染症のリスク」も踏まえ、各学校及びその設置者が適切に判断すべきものであると考えている。

二について

御指摘の「便教会と称して教員や教育関係者を対象とした研修が行われている」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、学校施設の利用を許可するか否かについては、その利用目的に応じて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）等の規定に基づき、各学校及びその設置者が適切に判断すべきものであると考えている。

三について

御指摘の「素手でのトイレ清掃」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、トイレの衛生環境は一様ではなく、また、トイレの清掃を行うことによっては一時的に手に細菌やウイルスが付着する可能性はあ

るものの、手洗いや消毒により感染症の感染リスクの低減が可能であるため、お尋ねの「衛生面での懸念が大きく、感染症のリスクが非常に高い」かどうかについて一概にお答えすることは困難であり、厚生労働省においては、御指摘の「広く注意喚起し、関係団体に対しても注意を促す」ことは、現時点では考えていない。